

松戸市教育委員会会議録

平成25年11月定例会

平成25年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成25年11月14日(木) 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 請 願

・ 請願第1号

学校図書室から図書「はだしのゲン」の撤去を求める請願

(2) 議 案

① 議案第41号

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う使用料等の改定に関する条例の制定について (社会教育課他)

② 議案第42号

松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について (公民館)

③ 議案第43号

松戸市青年館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について (公民館)

④ 議案第44号

平成25年度末及び平成26年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成25年度末及び平成26年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について (学務課)

⑤ 議案第45号

指定管理者の指定について
(松戸市文化会館及び松戸市民劇場) (社会教育課)

⑥ 議案第46号

指定管理者の指定について
(松戸市小金原体育館、松戸市常盤平体育館及び柿ノ木台公園体育館) (スポーツ課)

⑦ 議案第47号

平成25年度12月教育費補正予算について (教育企画課)

4 その他

松戸市教育委員会会議録

平成25年11月定例

開 会	平成25年11月14日 (木) 14時00分	閉 会	平成25年11月14日 (木) 17時07分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 市 場 卓			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 松 田 素 行	○
	委員長職務代理者 瀧 田 泰 子	○	委 員 市 場 卓	○
	委 員 山 田 達 郎	○	教育長 伊 藤 純 一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 25 年 11 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21	スポーツ課 課長	米本 恭輔
2	学校教育部 部長	遠藤 雅彦	22	〃	加藤 博之
3	教育企画課 課長	渡部 俊典	23	学務課 課長	泉 晴行
4	〃 参事補	山口 明	24	〃 課長補佐	織原 一浩
5	〃 専門監	関 聡	25		
6	〃 課長補佐	中野 幸子	26		
7	〃 主幹	小宮 光生	27		
8	〃 主査	藤中 孝一	28		
9	〃 主任主事	橋本 欣之	29		
10	指導課 課長	相磯 克典	30		
11	〃 課長補佐	山口 昌郎	31		
12	公民館 館長	鈴田 正則	32		
13	青少年会館 館長	杉浦 正和	33		
14	公民館 館長補佐	夏井 寿	34		
15	図書館 館長	中川 礼治	35		
16	〃 館長補佐	中嶋 美津江	36		
17	〃 館長補佐	渡部 光洋	37		
18	戸定歴史館 館長	田岡 恵子	38		
19	社会教育課 課長	小川 弘	39		
20	〃 主任主事	海老原 弘一	40		

委員長 傍聴人について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、12名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成25年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は請願1件、議案7件となっております。

◎請願第1号

委員長 初めに、請願第1号「学校図書室から図書「はだしのゲン」の撤去を求める請願」を議題といたします。

本請願は10月23日に提出され、受理したものであります。

請願書によりますと、図書「はだしのゲン」は、学習指導要領に反するものであるから、学校図書室の蔵書とするのは不適切であり、撤去すべきものであるとのことです。

本請願について審議するに当たり、事務局より請願の趣旨に対する説明事項がありましたらご説明願います。

指導課長 請願第1号「学校図書館から図書「はだしのゲン」の撤去を求める請願」は、学校図書館における「はだしのゲン」の子供に与える影響は非常に問題があり、その内容におい

とても看過できないものであり、この問題点において話し合っただき、この本の撤去を要請する請願であります。

その理由は、大きく5点示されております。

理由第1の学習指導要領の内容につきましては、平成20年3月告示の小学校学習指導要領社会科第3節の指導計画の作成と、内容の取り扱いの項目に明記されております。また、請願書に記載されている漫画の内容につきましては、請願者添付資料3ページの右上の内容が汐文社版の第10巻20ページに記載されております。

理由第2の学習指導要領の内容につきましては、小学校学習指導要領社会科第6年の内容の取り扱い(2)エに明記されております。また、請願書に記載されている漫画の内容につきましては、請願者添付資料の3ページ左中段の内容が汐文社版の第10巻239ページ、240ページに掲載されております。

理由第3の学習指導要領の内容につきましては、小学校学習指導要領音楽の第3節の指導計画の作成と内容の取り扱いに明記されております。また、記載されている漫画の内容につきましては、請願者添付資料3ページの左上の内容が汐文社版第10巻の19ページに記載されております。

理由第4の学習指導要領の内容につきましては、小学校学習指導要領社会科第6年の目標(1)に明記されております。また、記載されている漫画の内容につきましては、請願者添付資料3ページの右中段の内容が汐文社版第6巻の12ページに記載されております。

理由第5の学習指導要領の内容につきましては、小学校学習指導要領第1章総則の第4、指導計画の作成に当たっての配慮すべき事項に明記されております。なお、請願者が記載されている学校図書館に置かれるようになった経緯につきましては、確認しましたが不明であります。

以上、5つの理由から、請願者は学校図書館から「はだしのゲン」の撤去を求めているものと考えます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

請願の第1号につきましては、ただいま事務局からご説明いただいたとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 事務局に若干ご質問をさせていただくわけなんです、その前にこの議題がきょうあるということをお聞きしましてから、過去の私の経験上「はだしのゲン」とどう接したか

なということをお返ししてみますと、友達の家にありました。全巻だったかどうかは忘れてしまいましたが、私が小学生のときですから昭和50年代で、まだ全巻出ていたかどうかはちょっとわかりませんが、読んだという記憶があるなというぐらいでございました。

多少これは調べておいたほうがいいかなと思って、いろいろ調べてみました。本屋さんには新しいものはなかなかもうないものですから、全部読めたわけじゃないんですが、そういうようなことで実物には多少触れてきたというような中で、今回のこの請願を審議といいますか検討するに当たりまして、まず学校現場でどうなっているのかという事実については、よくお聞きしなくちゃならないなというふうに思って、そういった趣旨でお聞きさせていただきたいと思うわけです。

この資料にもあるとおりのこの表現方法が、実際に学校現場に置いてある「はだしのゲン」の中にまずあるのかないのかという点については、いかがでございましょうか。

指導課長 ただいまのご質問についてお答えします。

本市の「はだしのゲン」の蔵書の状況でございしますが、小学校41校、中学校19校の計60校に蔵書されております。先ほど申し上げましたとおり、それぞれの表現は、10巻とか2巻とかでございますので、そういう表現が含まれた本が各学校に蔵書として配置されております。

以上でございます。

山田委員 この置いてあるということで、実際問題例えば教育上の必要から参照したり、あるいは副読本とか、推薦とかいうような形で教育課程の中で引用するようなことがあるのかないのか、把握されている限りで結構なんですけれども教えていただけますか。

指導課長 授業の中で、「はだしのゲン」を活用しているという事実は、教育委員会の把握している限りございません。

山田委員 形態のいかに問わず、積極的に使用しているということは把握はされていない。

指導課長 はい。

山田委員 一旦、わかりました。ちょっと整理します。

松田委員 私からも質問させていただきます。私が教員になりたてのころ、この本が発刊されていたように思いますから、私の教え子たちもこの本をよく読んでいたようです。当時この作品を読んだ者たちが成人して、今どのような生活をしているか気になるころではあります。ここではシステムについて教えていただこうと思います。

まず、学校で、学校図書館でしょうか、図書室なんでしょうか、呼び名はわかりませんが、学校図書館の蔵書、それを選書する場合のシステムについてはどのようになっている

るのかお聞かせください。

それから、その選書に当たってあるいは蔵書選択に当たって、関連のある法律とか条例とかがあるようであれば、それをお知らせいただいて、内容面まで含めてお話しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

指導課長 学校図書館の蔵書につきましては、各学校で児童生徒の要望、職員の要望等を考慮し、学校の中で図書選定委員会等を設置し、予算を勘案しながら最終的には管理責任者である校長の判断によって選書を進めているところでございます。

それから、2点目の図書館につきましては、幾つかございます。

1点目が児童の権利条約に関する条約の第17条、締結国は児童が国の内外の多様な情報源から情報及び資料、特に児童の社会面、精神面、道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保するというものがございます。

2点目は、ユネスコの国際図書館連盟共同学校図書館宣言が1999年に採択されております。ここに学校図書館のことについて、学校図書館のサービスや蔵書の利用は国際連合世界人権自由宣言に基づくものであり、いかなる種類の思想的、政治的あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならないという記載がございます。

3点目は、日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言が1979年に改定されております。図書館の自由に関する原則は全ての図書館に基本的に妥当するとして、4原則を挙げております。1点目が資料収集の自由、2点目が資料提供の自由、3点目がプライバシーの保護、4点目が反検閲でございます。

以上でございます。

松田委員 それでは、続きの質問をさせていただきます。3点目の図書館協会のことにつきましては、学校図書館にも当てはまると考えてよろしいのかどうか。それが1点目の質問です。

それからもう一点です。この請願では、学習指導要領に反することを重んずる意見が述べられています。そこで伺いますが、今お聞きした法律等の中に学習指導要領に触れている部分はあるのでしょうか。そここのところを確認させてください。

指導課長 まず、1点目でございますけれども、図書館の自由に関する宣言1979年の改定には、図書館の自由に関する原則は全ての図書館に基本的に妥当するという表現がありますので、学校図書館についても当てはまるものと考えております。

学習指導要領につきましては、少々お時間をいただきたいと思います。

松田委員 私は後でお答えいただければ結構です。

委員長 そのほかに何かご質問等ありますか。

市場委員 今の松田先生の質問にちょっと関係するようなものですが、具体的にこういう図書は置いちゃいけないとかというようなものがあるのかどうか。これは非常に曖昧な記憶なんですけれども、昔「ちびくろサンボ」という本が問題になったことがあった。例えば、あれは多分たしか黒人を蔑視するようなことで駄目だというような話があったと思うんですけども、こういう図書はいけないとかという具体的なものがあるのかどうかということをお教えしてほしいです。

指導課長 具体的には有害図書などがそれに該当するものと考えますが、学校に置く図書につきましては、今申し上げた児童の権利に関する条約、ユネスコ、それから日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言等を踏まえて学校長が最終的に判断するものであると考えます。

山田委員 ちょっと関連しますので、いいですか。2回目です。

委員長 山田委員どうぞ。

山田委員 請願書の理由の1、2、3、4、5と挙げていただいている中の、どう歴史上の事実を解釈するかとか、認めるかといった点については、これはいろいろな考え方があるので、私はここでいろいろと議論するのはなかなか難しいと思うんですが、事実について書いてあるのが、5番目の理由に、通常、学校の図書室に漫画が持ち込まれることはないという記載があります。これがそうなのかどうかということが1点と、先ほどご説明があったかもしれませんが、その後に「はだしのゲン」は別で昭和50年代後半にこの時期の部分、それからここに書いてある言葉によれば日教組の教師たちも言っていた。この辺について把握している限りのことをちょっと教えていただきたいと思います。2点。

指導課長 先ほどの松田委員のご質問の、指導要領に学校図書館はどう規定されているかについて先にお答えいたします。

学習指導要領の総則の配慮事項として、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することと記されております。

次に、1点目の学校図書館の漫画の蔵書の件でございますけれども、教育委員会が把握している範囲では、「日本の歴史」とか「世界の歴史」などの学習漫画あるいは手塚治虫の作品などが蔵書されていると把握しております。

2点目の50年代後半の日教組についてのご質問は、冒頭の願意でも申し上げましたけれども、いろいろこちらでも調べましたけれども、確認できておりません。

以上です。

松田委員 指導要領の中に図書館がどう記されているかという今の話は承りました。

私が聞いたのはその逆で、法律とか条約の中に指導要領にのっとった図書を置くとか、そのような記述があるかどうかということを知りたかったのですが、それはいかがでしょうか。

指導課長 すみません、もう一度お願いします。

教育長 先ほど課長に説明していただいた法的なものがありましたよね、3つたしかお答えいただいた。あの中の文言に学習指導要領にとかというそういうのはありますかという質問です。ここまでは私もわからないので、同じように。

指導課長 お答えになるかどうかはわかりませんが、学校図書館法の第1条には、子供の健全な発達を図り、もって学校教育活動を充実すること等の規定がございます。これらは学習指導要領の趣旨を踏まえたものであるというふうに考えております。ちょっと的外れかもしれませんが。

以上でございます。

委員長 恐らく法令、条約等の趣旨からすれば、最初のユネスコ宣言や、児童権利に関する条約、図書館の自由に関する宣言等には学習指導要領というような表現は出てこないと推測します。つまり条約というのは、それとはちょっと違うレベルの規定です。問題は最後におっしゃった学校図書館法等でそこをどう表現しているかでしょうね。お願いします。

指導課長 先程申し上げました学校図書館法の第1条でございますが、学校図書館法の第2条の規定では、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として学校に設置されているという規定がございます。

以上でございます。

松田委員 今のご説明によりますと、先ほど関連ある法と条例として権利条約、ユネスコ、それから図書館協会と3つ挙げていただいたんですけども、学校図書館法も関連法に入るということでよろしいですね。

指導課長 はい。

松田委員 学校図書館法も入って4つであるということですね。

それから、確認ですが、教育課程、学校の教育課程の展開に寄与するためにあるというのが1つです。それからもう一つが、子供、生徒の健全な教養を育成するということ。このような2つの目標を持って置かれているということで、それでよろしいですか。

指導課長 はい。

松田委員 ありがとうございます。

山田委員 何回もすみません。議論に入る前に事実としてあったのかどうかお聞きしたいんですけれども、過去にそういった意味で撤去なりを松戸市教育委員会で指示したようなことはあったのかどうかということです。

指導課長 教育委員会が把握している限りではございません。

山田委員 先程もおっしゃったかと思うんですけれども、有害な図書等についてはなから置いてある例はないと思うんですけれども、有害な図書というのはどういったことをいうのかというのを定義づけているようなものあるいは例示のようなものというものはありますか。

指導課長 有害図書等の例示につきましては、千葉県青少年健全育成条例の第10条の2項の規定によるものであると考えております。

以上でございます。

委員長 それはどういう表現をしているんですか。

指導課長 ちょっと今、条文についてはございませんが。

委員長 根拠としてはそこに求められるんですね。

山田委員 例示があるのであれば教えていただきたいんですが。

指導課長 何冊かの例示はございます。例えば「ザ・ベストマガジンスペシャル」10月号、「オレンジ通信」10月号等が例示として挙げられております。

山田委員 わかりました。その中身はちょっとわかりません。題名だけではわかりませんが、想像はできました。ありがとうございました。

委員長 先程の市場委員がおっしゃった漫画のタイトル、その表現はどうなんでしょう。

市場委員 漫画じゃないけれども、「ちびくろサンボ」、あれは絵本です。ああいうのを撤去したということは、さっき今の山田先生のあれとかぶりますけれども、「はだしのゲン」に限らず撤去したという例はないと言いましたね、さっき。

指導課長 「ちびくろサンボ」という本の題名は、恐らく差別的な用語を使っているという理由での撤去に当たるとは思いますが、教育委員会が撤去命令を出してということはなかったと記憶しております。

市場委員 ありがとうございます。

委員長 資料にありますように、請願の内容としては、現在学校図書室における「はだしのゲン」の子供に与える影響は非常に問題があり、その内容においてとても看過できない。ぜひこの問題点について話し合っていたきたい。この本は撤去していただきたいというのが請願の内容です。したがって、撤去するかどうかはともかくとして、ここではなるべくこの請

願の趣旨に従ってできるだけたくさん話し合いをしたいと思います。

瀧田委員 質問ではないんですけれども、このことについて話をしていかななくてはいけないかと思っていましたので、少し話しをさせていただきます。私は残念ながら読んでおりません。ただ「はだしのゲン」の書名はもう久しく聞いてはおりました。この請願書が指摘しているところは、確かにある一定の考え方とか、描写がきつかったりしているなどは実際に思いますのですが、この本の描写について松江で問題になって以来、どこかほかの市町村でも話題になっていますでしょうか。ほかの市町村でも教育委員会でこの本が問題になっている状態がありますか。

指導課長 近隣の6市の状況でございますけれども、このように教育委員会議に請願が上がっているということはないと聞いております。

瀧田委員 昭和50年代ですか。50年代に出版されて、それから何年もの間静かに、ある方には読まれ、ある方には読まれぬまま進んできたと思いますが、その本全体を見てみると、その本がもしかしたら名作である部分が多分あったのではないかというふうに推測はします。

ただ、表現が非常に子供にとって残酷であるとかそういうふうに、確かにこの部分だけ見るとあるんですが、今の社会の中ではある部分でかなり大変な状況の中に子供たちがいながら、なおかつそのことをきちんと自分の判断で、価値判断を持ちながら生きていくという宿命は負っていると思います。

私は戦争体験者でございますから、戦争のときはもうこの本の中の絵空事ではなく、現実の中で一つの恐怖とか、あつてはいけないこととか、それからある意味戦争に対する子供とはいっても、完全なもう体験者ですから、そういう社会観を感じながら大きくなってまいりました。読んだ内容がすぐ心に影響を与えるということではなく、それも一つ材料にしながら生きていく英知が人間にはついているはずなんです。

ですから、全て大人が見て、これは悪いでしょう、これはいいでしょうという決めの判断というのは、実は非常にある意味怖いと思います。長い目で見るとその子にとってマイナスだったようなことが、実はプラスになって生きていく力になるということがあるので、私は一つの描写を見たときに、そのことが子供に精神的に及ぼす影響というのは多角的に考える必要があると思います。かなりひ弱でほかのことを知らなければ別ですが。人間というのはいいことも、怖いことも強いこともみんな吸収しながら大きくなっていく宿命があります。自分がより良く生きていくため、自然淘汰である程度自分の中で排除するものというのはある。いろいろなことを知らないでいると、そういうものを排除する力が出てこないというふ

うに私は思うんです。

結論にはまだまいりませんが、要するにどういうものを与えたらいいかということも大事なんですが、どういうふう to 子供がその与えられたものから大きく育っていくかという子供の力、そういうものを育てていくのが教育委員会の仕事かなというふうに私は思ったりするわけです。読んでいないから本当に申し訳ないなと思うんですが、さまざまなことに対して、その子供の持っているものが、人間的に感わされないで生きていけるなら、そんなたくましい子供に私は育てたいなと思っていますし、現実には私の周りの子供たちに聞いても、自分たちでちゃんと判断する力はあるよと自負しています。小学校もう5、6年になると判断力も育っています。

ですから、子供のたくましい力を、どうぞどうぞ皆さんで育てていっていただきたいなと切に思うわけで、これも意見になってしまいまして申し訳ありません。

委員長 ただ今の瀧田委員のご意見は、一つのお考えです。

瀧田委員 個人的なことでの話です。

委員長 経験に基づくところの人生観としてお伺いしておきます。

ほかにいかがでしょうか。

山田委員 ご説明の中であつたかと思うんです。確認なんですけれども、学校の先程の学校図書室に何を置くかというのは、学校長、最終的には学校長の裁量の範囲であるというようなご説明があり、教育委員会で撤去と。あるいは指示命令をどう出すのか、出せるのかという法的な根拠についてちょっと整理していただきたいんですが、新聞報道で見聞きするようなことも含めて、撤去なり何らかの扱いを指示するということはある得るということによろしいですか。

指導課長 学校の管理権限についてのご質問であると考えますが、地教行法により権限は教育委員会にあるとされておりますが、学校管理規則によって直接の学校管理は学校長に委任されているところでございます。

山田委員 今のお答えの中で、委任されているというその委任の範囲内において何らかの指示あるいは要請をするということはある得るということによろしいですか。

指導課長 学校の管理は教育委員会の権限でありますので、管理事項を伝達指導することは違法ではないと考えます。

山田委員 わかりました。

松田委員 実は、私もそのことをお聞きしたかったわけです。先程の説明で、この図書が学校

に置かれている状況から判断しますと、全校ではないということがわかりました。ということは、教育委員会が指示を出してこの本を置きなさいというふうに言ったものではないということが明らかにされました。

そこで、教育委員会として撤去しなさいということが可能なのか。それを明らかにしなければならぬという質問でございました。今ので結構です。ありがとうございました。

委員長 ほかにいかがでしょう。何かございますか。

市場委員、何かありますか。

市場委員 質問というより、先ほど瀧田先生の話と大分重なりますが、僕も小学校高学年ぐらいで読んだような、10巻まで全部読んだかどうかちょっとわかりませんが、読んだ覚えがあります。それで、やっぱり絵はかなり確かにどぎついというか、この資料でいただいた3ページの左下みたいに原爆で皮膚が焼けた人の描写なんかが結構出てきて、それにかなり当時衝撃を受けた覚えはあります。

今回読み直しましたが、そうすると原爆で苦しんでいる方たちを医者がアメリカの研究機関に紹介して、それでお金をもらうみたいな描写もあったりして、医者としては、ちょっとそんなことも本当にあったのかなと思ったりして、いろいろ戦後の、やむを得ない状況かもしれないけれども、子供が拳銃で他人を撃つみたいな、そんなような描写も載っていたんです。

確かに、そういうショッキングな描写の多い漫画だと思いますが、全体としてはそういう環境でもこのゲンという少年がいろいろな困難に当たりながらも、とにかくたくましく生きていく、育っていく、全体としてはそういう漫画だと思っていますので、確かにおっしゃったようにいろんな人間社会の負の面がある。あるけれども、それを読んでそういうことがあるのかと思いつつも、それは別にだからといって、それで読んだ人がたちまちそれで影響されて何か行動するということは当然あり得ない話であって、いろいろ心の奥底に沈んでいって、いろんな経験を積み重ねていくうちに、浄化されていくものもあるし、深く心の中に沈んだまま大人になっていって、いろんな価値観が確かにあるということを学んでいくものなんだと思います。

人間社会は必ずしもきれいごとばかりではないということは確かだと思いますので、そういうことを知らせる一つ的手段ではあるんじゃないかなという気はいたしました。

委員長 これも市場委員の個人としての意見ですね。

山田委員 意見がもう出てきているので、そういう意味では、何がこのポイントなのかという

ところをというような話をしてもよろしいですか。

委員長 大体事実確認等は終わりましたので、そういうご意見も結構です。

山田委員 この問題をどう考えるかという視点を、私なりの入り口として考えていたのは、私はこの物語に対しての若干の記憶はあります。多少今回見直したこともあって場面を思い出したりもして、ある意味感想もありますし、それに対する個人的な心情もあります。

ただ、その心情に対して、今おっしゃっていただいたのは別にいいんですけども、心情に対してそれを開陳し、そしてその評価をすることに入るということに非常に慎重であるべきじゃないかというふうに思います。

というのは、そこは憲法で定められた表現の自由でもありますし、内心の自由というものはみんな持っているわけなので、それをどういう形で表現するかということはあって、それに対してどう思うのかということもある。この請願の中ではそういう思いの丈をぶつけていただいて我々で議論する場面を与えていただいているわけですが、ポイントはやっぱり、じゃ、公教育の中でそれを学校図書室に置いていいかどうかというのをどのような足がかりをもとに、あるいは制限とか閲覧にしろ、閲覧の制限なり撤去なりにしろでき得るのかと。そういう話をしていただきたいし、撤去していただきたいという請願ですので、それができ得るかどうかといったときに、先程松田先生からのご質問の中に、根拠が何かというところで、3つあるいは4つの法律の根拠が挙げられたというふうにお聞きいたしました。恐らく最初に挙げられた3つについては、大枠ははっきり言ってどうともとれる話なんですね。最後に出てきた学校図書館法の中の2つのポイントで、学校図書館はあるべきであるという、その2つに該当するのかどうかというのは、これは実際問題としてちゃんとしてそこに議論を深めなくちゃならないのかなというのは感じました。

1つ目は、恐らく教育課程に寄与するような言葉があったと思いますし、2つ目は健全な教養を育成するというようなことに当たるのかどうかというところだったと思います。

だから、そういう意味での、これがどこに当たるのかというところをこの場でもうちょっと深められればというふうに入り口を思ったんですが、委員長、まず自分の考えを言う前に、そこら辺を申し上げてしまった。

私が議事を整理してしまっただ変申し訳ありません。

委員長 とてもいい整理だと思います。そういう意味では、請願の内容がとにかく議論してほしいということと、それから撤去をお願いしたいということ、そうすると撤去の根拠をどうするかということが、我々で共通認識を持たなければいけない。そういう意味では、今の整

理の仕方でいいと思います。

ユネスコの宣言やあるいは児童の権利宣言、権利に関する条約、あるいは図書館の自由に関する宣言と、これはおっしゃるように一般論です。そういう意味で、学校の蔵書する図書等については、直接的には恐らく学校図書館法、これがかなり重要になってくると思います。現場の校長先生も恐らくこれらを基本に、それで上段にあるところの条約等をかなり意識しながら、あとは学校教育法で定めるところの学校教育の目的は何であるかと、そういったものを総合して判断されているんだと思います。

ですから、直接的にはおっしゃるように図書館法でその辺具体的に何か規定があるかどうかですね。こういうものはいけない、あるいは撤去すべきような規定があるのかどうか。その辺いかがでしょう。なければならないでいいです。

指導課長 ございませぬ。

山田委員 ありがとうございます。

私の考えなんですけれども、今もし制限をするとすれば、この学校図書館法による2つのポイントだろうと申し上げました。もう既に話はその通底される、流れているものは、恐らく表現の自由との兼ね合いだろうと思います。表現の自由の、いろんな表現の自由の形態があると思うんですが、恐らくその著者の表現の自由ということもあろうかと思えますけれども、どちらかという受け取る側の知る自由も表現の自由の一環かというふうに思えます。

そういったことの中、その通底されているものの中で、これがそれをおいても例えば健全な教養を阻害すると言えるのかどうかというあたりだろうと思います。

私の経験で、学校に私の小学校時代に「火の鳥」という漫画が置いてありました。これは手塚治虫さんで、皆さんお読みになった方もいるかもしれませんが、恐らく日本の創世記について、史実なのかどうかは別にして、非常に日本の古代のところからの話で、それは事実かどうかは別にして、私は大変夢を膨らませた覚えがあります。

もう一つ例を挙げますと、恐らく、「はだしのゲン」は私も読みましたし、その当時受けた例えば歴史認識等に関する教育の結果、私が例えば二十ぐらいに持っていた心情と、今持っている心情は違います。つまり、それはその後に出会ったいろんな書物であるとか、人の話であるとかと、大分変化してきています。

そういったことを考えたときに、今回の表現の残虐さ、あるいは歴史が事実であるかどうかということに関して、一足飛びにこの「はだしのゲン」をもって、閉架すべきというところにはちょっと今考えにくいというのが率直な感想です。先ほど瀧田先生も結局そういうこ

とおっしゃっていたんだと思うので、それが健全な教養を阻害するということになった場合に、いろんな意見がある。その多様性の中にこそまた次の真実が出てくると思いますので、私は今のところそういうような感想でいます。

ですので、ちょっとそこら辺で皆さんご意見をいただければなと思います。

委員長 いかがでしょう。個人的な感想や意見も含めてで結構ですが、市場委員と瀧田委員にはもうおっしゃっていただきました。事実確認も一応終了しました。あとは、仮に撤去するとなれば、あるいはこれが有害図書であるというふうに判断するとなれば、学校図書館法で定めるような内容と矛盾するかしらないかだと思います。

その辺を含めて、個人的な見解でも結構です。

松田委員 それでは、私も意見を述べさせていただきます。

まず、この請願にはその内容についてはとても看過できないとあります。確かにシーン一つ一つを見ますとそう感じられるところもあります。しかし、全体としてどうなのかということになりますと、非常に判断が分かれるところだろうと思います。

問題は、この本を撤去してほしいという内容だろうと思います。私はその点においてはやはりきちんと法律に基づいて対処すべきだろうと考えます。つまり、選書のシステムというようなものがきちんとあるようですので、それに基づいて判断すべきだろうということです。

その際に、請願者は学習指導要領ということを非常に重くお考えです。その中に、例えば1番目に、公正に判断できるというような文言がありますけれども、この公正というのは偏りがないことを表すことばですが、発達段階にもよりますけれども、多様な考え方に触れることの中からそのような判断力が培われていくまたは育っていくと考えられます。したがって教育的にということとは当然前提になりますが、多様な価値観に触れながら、その中から公正な判断力を導く指導をするというあり方が非常に重要なことではないだろうかと考えます。

それと、もう一つはこの選書のシステムですけれども、お聞きいたしますと教育課程の展開ということが一つのポイントになってまいります。教育課程というのは教育委員会が当然管理すべきものですけれども、しかしながら具体的な編成につきましては学校長に任されている。つまり、実態を知らなければ教育課程を組むことはできませんから、子供の実態に合わせて教育課程を編成するということになります。

そうしますと、教育委員会が一律に教育課程をこうしなさいというようなものではなく、学校が責任を持って教育課程を編成し、それに対して教育委員会が責任を持つと、こう考えるのが普通ではないかと思います。

つまり、選書は学校長が行う、そして学校長が選書したものについては、教育委員会が管理する、きちんと責任を持つという、そういった姿勢が私たちに求められていると考えます。そのようなことから、この請願における撤去の部分についてはかなり慎重であるべきであるというのが私の意見です。

委員長 ありがとうございます。松田委員にしっかりとまとめていただきましたが、教育長、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。

教育長 意見と申しますか、今回のこの請願を契機として、私も3月までは学校籍でしたので、改めて学校図書館というもののあり方と申しますか、考えさせていただきました。

基本となる幾つかの法の下において、そういう原則の下において、きょうは「はだしのゲン」の撤去の是非と申しますか、可否というか、その辺を議論して今たくさんの意見をお伺いしております。少なくとも現状として置いてある学校と置いていない学校があるという、この状況はやはり、今議論している中であるように、それぞれの学校図書館のあり方というのをこれまでの各学校長があるいは現場の図書館司書ですとか、図書を担当する先生方がいるんなこれまでの自分たちの教育課程の作り方とか、あるいは子供をどういうふうに育てたいとか、そういう思いで選んで置いてきたのだというふうに、私はその辺は信頼しておきたいと思うし、今この立場から申しますと、きちんとその辺を責任を持って認知したいというふうに思っておりますので、この撤去についての議論というのはやっぱり慎重にいくべきかなというふうに思っております。

委員長 わかりました。

まだほかに何かご意見ございますか。

山田委員 ちょっと事実確認にまた戻るかもしれない。

司書という言葉が今ありました。図書館司書。学校で実際図書館の本を補充する等に当たっては、司書の資格をお持ちの先生がいらっしゃるものなんですか。

指導課長 司書教諭と、それから松戸市には司書の資格を持った巡回の図書館司書がおりますので、選書に当たってはその方に校長が意見を求める場合もあります。

委員長 ということです。よろしいですか。学校図書館法で定める図書としてどれが適切かというような評価判断等はその司書の方の意見等を参考にして判断されるということですね。そういうことで、校長がその方に相談しながら、選定委員会でもって選書しているというのが現実です。その結果、松戸市の64校の小中学校のうち小学校41校にはあるけれども、残りの小学校にはない。中学校20校には存在するというのが現実ですね。

指導課長 はい。

委員長 ということで、置いていない小学校が存在するという事は、校長の判断に基づいて選定しているというふうに我々は考えたいと思います。

山田委員 委員間でちょっと質問してもいいですか。

委員長 どうぞ。

山田委員 教育長と松田先生、学校現場でいらっしゃるといふか、もちろん教育に携わってずっといらっしゃいますからあれなんです、学校の先生にとって判断が現場で、言ってみればここで一律の統制をすべきでないという雰囲気は私は持っているんですけども、意見を持っているんですが、それは学校現場としては困ることでしょうか。教育委員会が判断してくれないと困ることでしょうか。あるいは一般論としては。

委員長 いかがでしょう。

山田委員 さっき松田先生が責任はここで持つというふうに整理していただいているんですけども、学校現場の先生方の心情として。

教育長 要するに制限を課せられるということですか。そういう経験がないので思いがいかないんですが、いろんな支障は出るかなというふうには思います。

山田委員 課することで。

松田委員 学校は規制緩和という全体の流れの中で、自主自律ということを重視しています。特に松戸市の学校では校長先生の判断を大切に、自立と自律を非常に重要視している経緯があります。また、学校訪問をさせていただいても、事実としてそれがうかがえるような状況がございます。私も学校の管理職として勤務しているときには、そう心がけてまいりました。

そこに教育委員会から通知なり、一律の指示があるということは、これは非常に重大なことに限られてくると思います。例えば命にかかわることなどの場合です。今ここで提示されている課題は、有害図書以外の図書の選書にその重大性が及ぶかということだろうと思います。選書というようなところまで教育委員会が指示してきた経験というのは、私は今のところもちあわせていませんし、もしそういった場合には学校長としてその自立・自律性というようなものが少し踏みにじられた感が残るというような気がします。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 そろそろ1時間、この請願についての議論が経過します。大体、皆さんの個人的意見も出たかと思います。

表現の自由あるいは言ってみれば心情の自由あるいは内心の自由の問題でもある。そういった自由を憲法が保障している前提で、教育委員会は学校に蔵書する図書についてどの程度の撤去等の請求ができるか。それを議論していただきました。

最終的には、私は教育基本法が言っている目的が重要なのかなと思います。前文では、日本国民は世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うと言い、教育の目的は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと言っています。義務教育の中には、さらにそれを敷衍して言っておりますが、私も教育に身を置くものとして、自由であるべきことをかなり尊重しているつもりです。僕の専門は法律ですが、法の目的は平和であるというその言葉をいつも基本に置きながら法律を勉強してきました。子供たちにこの「はだしのゲン」という本が果たして学校教育法や教育基本法や学校図書館法等で定めるような目的に反する本かどうかということは一概には言えません。判断は慎重でなければいけないというふうに私も思っています。

したがって、そういう皆さんのそれぞれのご意見、心に思っていることを基本に置いて、そろそろ質疑及び討論を終結し採決したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 請願の趣旨は、学校図書室における「はだしのゲン」の子供に与える影響は非常に問題がある、その内容においてもとても看過できない。ぜひこの問題点について話し合ってください、この本は撤去していただきたいというものであります。

したがって、本請願について、採択するかどうかをここで皆さんにご判断していただきます。

請願第1号につきましては、不採択とすることに賛成かあるいは採択することに賛成か、どちらで決を採ります。それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 請願第1号を、採択するということに賛成の方挙手をお願いします。

請願についてこれは不採択とするということについて、賛成の方どうぞ。

ありがとうございました。採択することに賛成の方はなく、全員が不採択に挙手されました。

したがって請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

1時間以上この点について審議いたしました。最初から慎重に議論しなければいけないテーマだと思っておりました。委員の皆さんもかなり緊張されておったと思います。そういう意味で、ここでしばらく休憩をとりたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 15分ほど休憩をとりたいと思います。3時15分から再開します。

(休憩)

◎議案第41号

委員長 会議を再開します。

それでは、次に議案第41号「消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う使用料等の改定に関する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第41号「消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う使用料等の改定に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、法律の改正条文によりまして、市長から所管する条例の改正とあわせて市議会に提案される予定でございます。この理由につきましては、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、施設使用料等の改定をするためでございます。

なお、使用料等の改正に関する条例につきましては、お手元の議案書の2ページから14ページまで7条例でございます。

改正内容につきましては、15ページをお開きください。

15ページに議案第41号参考資料がございます。こちらをごらんいただきたいと思っております。

消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う使用料等の改定に関する条例案の新旧対照条文でございます。表の中の下線部分が改正部分となっております。なお、網かけの少し上に黒いものがかかっているところは金額の改定がないものでございます。一応申し上げますと、例えば算出額を200円といたしますと、今までの消費税5%ですと210円、8%ですと216円になりますが、料金の運用上10円未満を切り捨てという形にしてございますので、同じ210円のままになります。

続きまして、現在の15ページは松戸市文化会館条例でございます。

次の16ページから順に松戸市民会館条例、続きまして松戸市スポーツ施設条例、続きまし

て松戸市民劇場条例、続きまして松戸市公民館の設置及び管理に関する条例、次に松雲亭の設置及び管理に関する条例、最後になりますけれども、松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例、これらの7条例の審議新旧対照表条例条文でございます。その中で、戻って恐縮でございますが、16ページの松戸市民会館条例ともう一つ、24ページになりますが、松雲亭の設置及び管理に関する条例につきましては、これまでの算出額につきまして、計算額に100分の105を乗じた額としておりましたが、今回の改定に合わせて、ほかの5施設と同様に総額表示に改定させていただいたところでございます。これによりまして、使用料の算出が統一され、今回提出している全ての施設が総額表示となり、わかりやすさの面から市民サービスの向上にもつながるものと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第41号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 対照表15ページ以降を拝見して、計算機を当ててみますと、現行の金額を1.05で割って1.08を掛けると。要は消費税計算を引き直すとこの金額になるということは1行目でわかったんですけども、全てそれでよろしいわけですね。

社会教育課長 さようでございます。ただ、例えば15ページの一番下の駐車場料金などについては、利用者の利便性も考えまして、ワンコインサービスということで、消費税が変わる以前からの500円のままという形で、一部そんなところがございますけれども、通常施設利用料については、1.05を戻して元の金額に1.08をかけたものになると思います。ただ、先程の市民会館条例と松雲亭の条例につきましては、もともと消費税が入ってございませんので、その分に1.08をかけたという計算になります。

以上でございます。

山田委員 松戸市の運営するこのような施設は、いわゆる納税の義務というところはどのなんでしょうか。消費税の納税。

社会教育課長 義務はございません。収入という形になります。

山田委員 納税の義務はない。つまり、以前からも1.05というか、それなりの計算はしているけれども、実際にその分を納税する主体ではないという、いわゆる課税業者ではないということかと思えます。それでも、今回の消費税法の改正に当たって、変更する理由を整理していただけるとありがたいです。

社会教育課長 国の施策として全てが8%になりますということでございますので、行政の使用料についても同じものに統一を図りたいと。わかりやすくするために同じく8%という形で消費税分を乗せてお使いいただくという形でご提案申し上げております。

以上でございます。

山田委員 それは、実は知っていたと言っちゃ申し訳ないですけども、そうだろうと思うんですが、利用者から見るとなぜかというところが実はわかりにくい点なんです。これはつまり、例えば民間施設との競争の問題もありますし、非課税業者である地方公共団体のみが消費税の影響を受けないというようなことについての影響も、これは国全体で見ると大変大きくなってきますから、そういった意味もあって、みんな公共料金も含めて上げていくということはあるかと思うので、あとはこういうことがもしかしたらまた消費税が上がるかもしれないし、それはそれとして対応は必要なのだと思うので、じゃ適切な金額はいかがなのかということをやはり見直しを今度は、どこで合理的な見直しをやるかということ、どのタイミングでやるかということも一方で必要ではないかというふうに私は思いますので、今回のことは税の改正でしようがないとしても、やっぱり値上げですので利用者にとって何が適切かということは、改めて別の機会に検討いただきたいと思うのが意見です。

松田委員 私も同じ点について質問をさせていただきます。提案理由の中に、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴いと書いてあるということは、今後10%になったときに、またそういうことも含めてその都度上げていくということを宣言していると思います。しかしこの表現の中には施設使用料が適切であるとの前提があり、だから、5%から8%に上げたのでその3%分を上乗せしますと、こういう判断があるわけです。したがってその元の使用料というのが適切であるということをどのように判断しているのか。それをお聞かせください。

生涯学習部長 これは、使用料の見直しにつきましても適宜課題として捉えておりまして、市では市全体の財務を統括する財務部門で各施設の使用料の調査というものを、コストの調査を毎年行っております。そういった結果を勘案して、常に見直しが必要かどうかチェックしているわけです。ここのところ、物価の状況であるとか、それからコストの状況から総合的に判断して据え置きという形で推移してきております。

ただ、税については、これはもともと消費税については5%と使用料については賦課させていただいておりますとおり、その統一的な考えのもとで今回の税率が8%に上がるということで、消費税分を引き上げさせてもらうという考え方でございます。

それから、地方公共団体においても、地方消費税はそれぞれサービスを受ける場合に支払

っております。例えば電力料金であるとか、あるいは物品を買った場合であるとか、それぞれ消費税はやはり地方公共団体も支払わなければなりません。その支払っている地方消費税は、市が市民の皆さんからこういった形でいただいている消費税の額と比較いたしますと、当然と言ってはなんですが、サービスを受ける対価として支払っている消費税のほうが上回っているという状況でございます。これは参考の話ですけれども。

以上でございます。

松田委員 わかりました。常に見直しを図っているということですのでよろしいですね。ぜひ今後もしそういう姿勢でお願いしたいと思います。

委員長 財務部がチェックしているということでした。そこが恐らく、松戸市全体の予算やあるいは執行について検討をされているんだと思います。そういう機関が策定したところの使用料というのが一応適切な、適正な料金だというふうに見るんでしょうね。

提示された金額が適切かどうかをここで判断することはできませんので、実質上は財務部の判断でやっているということをご了承ください。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第41号につきましては、これをもちまして質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第41号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第42号

委員長 次に、議案第42号「松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

公民館長 議案第42号「松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、記載のとおり消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、施設使用料を引き上げますとともに、映像関連機器の老朽化及び利用状況に鑑み、当該機器の使用料金に係る規定を廃止するためでございます。

改正内容につきましては、次ページ、松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例をごらんください。

同条例第8条、使用料の規定に関する別表第1を記載のとおり改めるものでございます。具体的な改正変更点につきましては、その次のページ、議案第42号参考資料、松戸市文化ホールの条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。

まず、別表第1の1、施設使用料につきましては、新旧対照表の左の欄、現行の料金、市民ギャラリー1時間1,100円及び市民ホール1時間2,200円を右欄の改正案のとおり、それぞれ1,130円と2,260円に引き上げるものでございます。さらに、現行の欄2、付属設備使用料につきましては、設備が老朽化し、利用が少ないことから廃止させていただくものでございます。設備の内容といたしましては、映像編集装置等でございます。家庭用のビデオの編集装置でございますが、現在ほとんどがデジタルビデオ化され、これはアナログ機械でございます。デジタル化された今のビデオにつきましては、ご家庭のパーソナルコンピューターで容易に編集可能となっております。利用者も限られておりましたので、実は昨年3月末をもって利用を停止させていただいております。今回、使用料の改正に合わせて付属設備に係る規定を抹消させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議ください。

委員長 ありがとうございます。

議案第42号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論を行います。

特に問題となる点はないように思いますが、別表第2の付属設備は昨年3月に停止して、今はもう使用していないということで。

公民館長 さようでございます。

委員長 今後も使用することはない。

公民館長 さようでございます。

委員長 この機器については廃棄処分するということですか。

公民館長 はい。リース切れになりまして、もう今現在は存在しておりません。

委員長 ということです。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第42号の質疑及び討論を終了し、採決いたします。

議案第42号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第43号

委員長 次に、議案第43号「松戸市青年館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

公民館長 議案第43号「松戸市青年館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」でございます。

提案理由につきましては記載のとおりです。青少年の健全育成と社会教育の促進を図るため施設を提供してまいりましたが、需要が少なくなり青年館としての役割を終えたことから、これを廃止するものでございます。条例の内容につきましては、次ページの2ページ、来年4月1日付施行の条例として廃止させていただきます。

参考に現在の松戸市青年館設置及び管理に関する条例を次ページに参考資料として掲載させていただいております。ご覧になっていただきますと、第2条、松戸市は次のとおり青年館を設置するとして、松戸市中金杉青年館、松戸市向新橋青年館、松戸市中内青年館と3カ所の青年館が設置されてございます。いずれも昭和40年代前半に県の補助を受けて設置されているものでございますが、施設が老朽化したこと、それから先ほども申し上げたとおり青少年の利用が3%から5%と非常に少なくなってまいりました。町会・自治会のご利用であるとか、各サークルのご利用に限られる形になってございますので、いわゆる青年館としての制度は役目を全うしたのかなど。それと、設備が今の青少年の方たちの需要には耐えられない内容であるということですので、青年館という制度は今回をもって廃止させていただこうというものでございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第43号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

市場委員 一つ確認ですけれども、青年の使用頻度が減ってほかに使われていると。じゃ、それも今後は、青年館という名前は無くなるけれども、そのまま使われ続けるのかという話と、あと、かつて、それこそどういふふうに使われたのか。ちょっとだけ教えてほしいんです。

公民館長 先ほども申し上げましたが、昭和40年代の前半に県の補助を受けてつくった施設でございます。県の主導で、最盛期には県内で1,300館以上ございました。しかしながら、多くが老朽化したこと、それからやはり利用状況が変わってきたということで、現在県内でも200館程度しかございません。いずれも施設を廃止して地元に移管もしくは取り壊しという形の流れで来ております。また、その青年館につきましては、開設当初から地元の青年団体、いわゆる青年会に全て管理をお任せする形で活動を続けてまいりました。市からは、財政的な委託料であるとかのものはお支払いしないで地元独自で運営してきたという経緯がございます。

しかしながら、また平成18年度から、地方自治法の改正によりまして、管理委託ができませんようになりましたので、現在は地元の町会・自治会に、指定管理者として管理をお願いしてきている状態でございます。かつては、青年会、いわゆる青年団が管理しておったわけですが、青年団活動が沈滞化して青年団自体がなくなった時点で地元の町会にその管理をお願いするようになってございます。当初は青年団の集まり等に頻繁に利用されていたと予想されますけれども、今はそういった青年団体自体が余り活動されていないという状態ですので、当初の設置目的とは離れた形の利用になっているという状況だと思います。

松田委員 教えてください。

先ほど青少年の利用が3%との話がありましたが、この母数は何でしょうか。また、実態についてももう少し詳しく教えてください。

公民館長 かしこまりました。

ちょっと今お手元にある資料が古くて申し訳ないんですけれども、経緯を申しますと、平成21年度で申し上げますと、利用総数が1万2,108件、すみません、これは人数で集計してございます。1万2,108人、そのうち青少年関係、いわゆる子供会であるとか青少年相談員さんの集まりであるとか、そういったご利用が814人ですので、これが4.5%、ちょっと古くなっていってしまいますけれども、20年度ですけれども、やはり1万2,004人のうち青少年の利用、これは非常に少なく423人、3.5%、ちょっと資料が古くて申し訳ないんですが、近年若干ふえたところがありますけれども、統計上少年のサークル活動をそこに加えさせていただいたので、少し人数がふえて10%近くになったことがあります。流れとしてはかつての目的とした青年会、青年団の活動であるとか、子供会の活動というのは非常に少ない数字になっている状態でございます。

松田委員 利用実態はあるけれども、目的が当初のものとはかなり違ってきているという実態

があるということですね。

公民館長 そうです。

松田委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 先程説明があったと思うんですが、中金杉の青年館等は地元の町内会に……。

公民館長 指定管理者として指定管理をさせていただいております。

委員長 今後はもうそれは無くなる。

公民館長 はい。

委員長 指定管理という制度は無くなるんですか。

公民館長 はい。

委員長 中金杉であれば、その町内会にこの財産権は移転するというふうに見ていいんですか。

公民館長 施設の今後につきましては、長年地元の町会自治会さんと協議させていただいております。

実は、指定管理者制度を利用して管理をお願いしていたところが、一昨年度の行政監査におきまして、利用実態が設置目的とかけ離れているので公の施設としての存在意義自体を見直すべきだろうという要望事項を頂戴してございます。それを受けまして、以前から協議はさせていただいておったんですが、現在の指定管理の期間が今年度まで、来年3月31日をもって終わりますので、これを機に指定管理としての、指定管理を行う公の施設としては終了させていただきたいという話を地元とずっとさせていただいております。

しかしながら、40年以上も地元の町会・自治会さんはその場所を管理して利用してきております。また、周辺のサークルの活動であるとか、子育ての団体さんとか、利用が続いてございますので、そこを例えば取り壊すというわけには今現在はいかないと思います。ですので、これ以降も今と近い形で地元の町会・自治会さんにお使いいただけるような契約方法を考えたいというふうには思っております。具体的に申し上げますと、実はほかの市町村ですと、地元は無償譲渡、移管という形が多うございました。私どもも地元の町会・自治会さんとは何度か交渉を重ねていたんですけれども、やはり施設が古いということと、公の所有というものを離れる地元の方たちも不安が強うございまして、移管という形にはなかなか持っていけなかったという事情があります。

地元としては存続を希望されておりますので、公の施設を廃止した上で普通財産化して、その財産を地元にお貸しするという手法がとればというふうに考えております。無償でお使いいただくような形です。ただ、いかんせん古い施設ですので、それほど長い期間お使いい

ただくわけにはいきませんので、地元としてもその後の手当てにつきましても配慮いただきたいというお願いはしてございます。

委員長 そうですか。何かご質問ありますか。

山田委員 ということは、教育委員会の所管ではなくなるという認識でいいですか。

公民館長 法律上、普通財産は、財務規則上ですけれども、普通財産の管理は市長部局にあります。しかしながら、地元との窓口は事務委任を受けて私どものほうが続けていければというふうには思います。管理主体は市長部局の財産活用課というところになりますが、地元の窓口は続けられるような事務の仕方を関係課と調整はさせていただいております。今までの窓口としての経緯がございますので。

委員長 それで法律上の問題は何ら生じないというふうに理解していいですね。

公民館長 はい。

委員長 わかりました。結局、建物が古いからということなんでしょうけれども、一つは県からの補助金を受けてつくったものであるとすると、その辺は今後問題は生じませんね。

公民館長 それにつきましては、県とも確認をとりまして、経過の年数が長いので、県にも報告のみで、廃止した場合には条例等の報告のみで承認いただけると。

委員長 わかりました。

2番目に、仮にその建物に何らかの損壊が生じたために、使用中に危険が発生したというような場合はどこに責任がいきますか。市長部局にいきますか。

公民館長 市の所有物になりますので、最終的には責任は市にあると思います。

委員長 そうですね。一般財産として市長部局の管理下に入るわけですからね。ただし教育委員会は、使用方については一定の窓口としての機能を持つという理解ですね。

それでは、議案第43号につきましては、質疑及び討論を終了し採決いたします。

議案第43号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第43は原案どおり決定いたしました。

◎議案第44号

委員長 議案第44号「平成25年度末及び平成26年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成25年度末及び平成26年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」

を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 説明の前に、前回のこの会議におきまして、2点案件をいただいている部分がございます。まずはその部分の説明をさせていただければと思っております。

1点目は、市立高等学校の異動方針の説明の折に障害者の項目につきまして、なぜ、いつ頃からというようなご質問をいただいたものでありましたが、即答できませんでした。

調べましたところ、平成21年4月に改正障害者雇用促進法が施行されました。これを受けまして、千葉県に限らず他県においても多少の文言の違いはありましたが、障害者雇用の促進という意味を込めて選考についても考慮することの必要性があるということで、一文入れてありました。ということで、市立高校のほうにも入れさせていただいたという経緯でございます。当然、この後の私どもが今日説明する義務教育のほうにおきましても、この項目は入れさせていただきました。

2つ目は、今お手元にお配りいたしました学校職員あるいは教職員等の文言の解釈のことを質問いただきましたが、これにつきましては今お手元に別添資料としてお配りいたしました図でご理解いただければと思っております。

まずは、学校職員という大きな四角いくくりがございます。そして、学校職員、教職員、これが同義語という形で県の規則あるいは国法で調べた結果、出てまいりました。そして、その学校職員の中には校長、教員、学校栄養職員、事務職員といういくくりがあるというふうには私どもは理解いたしましたので、これに合わせて前回の市立高校の異動方針並びに方策、それからこれからお話し、説明申し上げます義務教育のほうの方針方策につきましても、これに沿って文言を修正したつもりでございます。

ただ、1カ所これから今年の、今回の資料の2ページの人事異動方針の大きい6番(4)に女性職員という表現がしてあります。これにつきましては、管理職への登用につきましては、教員のみならず栄養職員そして事務職員も可能であるということで、そこは教員とはせずに女性職員という表現にしてございます。

以上、いただいた2つの案件につきましてご説明いたしました。よろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

学務課長 では、引き続きまして議案第44号「平成25年度末及び平成26年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成25年度末及び平成26年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」、ご説明いたします。

昨年度は、本市の教育施策の方針の積極的な展開を図るための人事を推進するためにかなり文言を変更させていただきました。そのため、十分練られた文言になっていなかった部分も多く、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけした記憶がございました。今年度はそういうことにならないように、一生懸命文言についても気を配ったつもりでございます。

今回の方針並びに方策については、継続的に本市の教育施策方針の積極的な展開を図るための人事を行うため幾つかの文言を変更いたしました。先ほど申しましたが、併せて職員等の解釈も行い、変更したつもりでございます。

それでは、資料の確認ですが、1ページ目が提案のかがみでございます。2ページ、3ページ目が松戸市の人事異動方針、4ページ、5ページ目が人事異動実施方策でございます。6、7ページが今年度と昨年度の人事異動方針及び実施方策の新旧対照表でございます。

それでは、説明させていただきます。まず、2ページ目でございますが、本件につきましては、県費負担教職員の人事異動でございます。任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針実施細目に基づいて推進するものでございます。

昨年度からの変更点についてのみ説明させていただきます。

まず、大きい7の(5)ですが、学校は保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域社会と連携協力して、地域全体として子供たちの成長を支えていくことが求められております。地域に開かれた信頼される学校を実現するために、人事面での条件整備等の改善を通して教育の質の保障、向上を図ることを求められております。そういう観点でこの文言をつけ加えました。開かれた学校づくりという文言でございます。

続きまして、4ページ以降の実施方策についてご説明いたします。大きな変更点は2点です。1点目は3、(2)小中学校での教科指導や生徒指導の充実を図るため、中学校教員の専門性や経験値を生かせるよう人事交流を積極的に行うものということでこの文言をつけ加えさせていただきました。

2点目は同じく大きい3番、(5)を追記いたしました。先ほどお話し申したように、平成21年4月に改正障害者雇用促進法が施行されたことに伴い、おくれればせながら明文化するものでございます。

以上、人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第44号につきましては、ただいまご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 私から3つ質問をさせていただきます。

初めに、学校職員と教職員、それから職員、教員、この別をわかりやすくお示しいただきましてありがとうございました。これに関連するものも後で質問いたします。

まず、方針の6の(4)では、女性職員の管理職への登用を積極的に推進するとありますが、管理職とは、どの職種を指すのか。それをご説明ください。

2点目です。7の(1)ですが、先ほどの説明で不明なところがあるので詳しくお願いしたいと思います。ご説明によると教職員の年齢構成が二極化している、それを解消するために、教職員の力量等々を踏まえバランスを図るということでした。そして次に、職員構成の適正化を図るとされました。要するに、教職員と職員の用語の使い分けを考慮すると教職員は力量、資質、実績、経験等でバランスを図るけれども、バランスがとれなかった部分を職員で適正化していくという表現に受け取れます。このことについてどのような関係なのか、ご説明をお願いできればと思います。

それから、3点目ですが、方策の5ページ、3の(4)です。条件付採用制度の厳正なる運用に努めるとありますが、厳正な運用とはどういうことなのか、具体的にご説明いただきたい。なぜ条件付採用制度というものだけが厳正に行われるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

学務課長 まず、1点目の管理職への登用のその管理職ですけれども、私どもとしましては、校長、副校長、教頭を指しているものと考えております。

それから、2点目の教職員と職員構成の適正化を図るというその文言のところでございますけれども、教職員と3ページの7……。

委員長 3ページの7、適正配置に関する(1)この件ですね。この件の説明について何か特にありますか。

学務課長補佐 学務課補佐、織原です。

委員長 お願いします。

学務課長補佐 今の年齢構成それから職員構成とありますけれども、二極化ということで、若い、それからベテランという形であります。その中で今度講師という形で、講師の例えば講師経験のある経験値を確認しながらベテランの講師経験のある方を任用していくという形になります。任用を希望していくという形になります。

委員長 その言葉は出てきていないわけですね。

学務課長補佐 職員の解釈の中で、職員の中に講師というのが、入っております。その講師と

ということです。

松田委員 講師は教員ですよ。

学校教育部長 ちょっとこれは県の方針を受けての文言だと思いますけれども、去年の実績から考えますと、どうも大学卒業の若い新規採用者だけを職員として採用するというのではなくて、年齢的なものを考慮しながら、今年の実践でも、松戸市でも40代の新規採用者、30代後半の新規採用者という流れで、若い20代、50代の後半という職員構成がありますので、そういったものもちょうど谷間になっている年齢層の部分を埋めるための部分で、講師経験で教員としての力量が高いものを採用して、その年齢的な構成の部分を埋めるという形で、今また掲げられている部分じゃないかなと推測します。

松田委員 そうすると、後ろのほうの職員というのも教職員ということで、同じでよろしいんですね。

学務課長 私もうかつでございました。確かに同義語で学校職員、それから教職員というのがあれば、当然ここは教職員とすべきところだと思いますので訂正したいと思います。

松田委員 わかりました。それならばわかりました。

学務課長 それからもう一点、条件つき採用制度の厳正な運用につきましてでございますが、私どものここ5年間の実績といたしまして、教職員の中の新規採用者の変動なんですけれども、昨年が81名、その前の年が105名、その前の年が88名というぐあい、100名前後の新規採用者が松戸市の小中学校に着任しております。そういったこれからの担う教師の若者たちの育成について、我々市の教育委員会も十分厳正に校長等を指導しながら努めなければいけないという意味合いでの厳正という言葉を使わせていただいたつもりでおりますが、以上でございます。

松田委員 今のお話ですと、新規採用教員が多くなってきているので、人材育成というような観点から、とりわけ新採教員については方針の厳正な運用を努めていくという解釈でよろしいということですか。

学務課長 はい。先ほど申した管理職、それから県から派遣されている指導教員等を適正にこちら側が厳正に指導し、その結果として新規採用教員の育成に努めてもらうという意味合いでの表現でございます。

松田委員 わかりました。

じゃ、意見を言わせていただきますけれども、人事異動というのは本当に重要なことですので、新規採用教員だけでなくぜひ全教職員に厳正にその方針を運用していただきたいと、

こんな要望を出させていただきます。

以上です。

市場委員 僕が知らないだけかもしれませんが、今の松田先生の質問とかぶりますけれども、条件付採用制度というのは具体的に何のことを言っているんですか。

学務課長 公務員は仮採用みたいなものと思っていただければ、見習い期間、平たく言えばそうなるんでしょけれども、地方公務員の場合は半年間となっています。ところが、教職員に関しては1年間という具合の条件付採用という形になっております。その間に適性を見極めるということも含まれてのことだと思っております。

市場委員 すみません、もう一点、ちょっとこれと直接関係ないかもしれませんが、いわゆる非正規雇用の先生というのは非常勤ということなんですか。そういう方がふえているようなことが問題というか話題になることがあると思うんですけれども、その辺のことは松戸市の実態としてはどうなっていますか。

学務課長 小学校、中学校は、県費負担職員と申しまして、あくまでも県が採用していきます。私供が例えばA小学校に10人の教員が欲しいから10人採用するということはできないことになっています。さらには、再任用というものもございまして、60定年後の65歳まで保障するという制度もあったり、なかなか数が読めないクラス数、学級数について担任1名というふうに教員の枠が決まっておりますので、そういう中で教員の数を割り振っていく際に、新規採用の合格者数を多く出せば余ってしまっはまずいということも大いにあるんですけれども、足りない分を補充していくためにある非常勤職員と、それから松戸市の独自でいえばスタッフといって、市の独自採用の非常勤職員という、より手厚くするための職員というぐあいに何種類かの臨時職員はおります。

ただ、それが全て、臨時の職員だから教育の質の低下につながっていくというぐあいでは全くなく、むしろ松戸市の場合には独自の施策で手厚くやっていくという形でもありますので、一概に非常勤が教育の問題になっているというふうには私どもは認識していません。

委員長 よろしいですか。それともまだ不十分ですか。

教育長 わかりにくい。

委員長 つまり、資料の学校職員を分類した図の中に、丸の中にある教員のうちに講師とありますね。この講師というのは正規の先生ではない。非常勤の先生のことを講師という。

学務課長 はい。講師の種類もあったほうがわかりやすいですね。欠員補充という制度で、定数から足りない分を補うための講師、さらにはお産のためにお休みになるための、休んだ

後のための補充の講師、病気で休む先生のかわりの講師というような非常勤職員というぐあいに、数々種類はございます。

教育長 なかなかわかりにくいですね。

委員長 非常勤講師という先生が常にいるけれども、その人は通年で教える先生ではない。例えばお産や育児でお休みになる人のための補充の期限付きの先生というそういう役割の先生が何種類かある、ということですか。

学務課長 はい。

瀧田委員 講師は非常勤という扱いだということを今伺いましたけれども、これも県費の採用なんですか。それとも松戸市の採用なんですか。

学務課長 県費の採用です。

瀧田委員 それでもやはり非常勤扱いですね。

教育長 市もあります。

瀧田委員 市もありますね。市の講師もあるということですね。

学務課長 私も自分でやっている分だけは理解しているんですが、説明するってこんなに難しいことかなとつくづく感じているんですけども、県費で採用した職員が休むときには県の補充は県がしてくれます。ただ、松戸市のようにより手厚く教育に手を加えていきたいというスタッフ制度のようなものは市が採用して、定数よりも多く派遣していくということになります。

瀧田委員 スタッフはわかるんですね。補充要員というかある程度手の足りないときの要員ですね。講師の場合は、講師でもちゃんと受け持ったり、常勤と同じ仕事をしていますよね。

学務課長 はい。そうです。

瀧田委員 講師なんですね、待遇は。仕事は同じでも。

学務課長 そうなんです。仕事は同じです。

瀧田委員 だから手厚くというよりも定数という感じに映ってしまうんですけども。スタッフの場合は手厚くという感じなものですから。

学校教育部長 県の場合も手厚くという場合もあります。だから少人数という、特別に加配されるという教員もいるんです。

ですから、定数枠が例えば学校に30人とありますよね。30人の本務者を入れたいところで、どうしても本務者の方が派遣するためには足りなかった。そういったところには講師でお願いする。あるいは、本務者の30人の中で病気になった、産休だ、育休だということで、欠員

が生じたときにかわりに立ってもらおうという講師の方もいれば、学校で少人数授業をやりたいというところで、手厚く指導したいということを県に認められれば、じゃその学校には手厚く講師の方を1人多く派遣しましょう。それは市で、やっぱり学校からこんな手立てでやってほしいといったところを聞いたところで、市の講師としてもまた派遣しましょうという県と市の2つの制度もあるということです。

講師の方にも市の講師と県の講師、2つの講師が……。

委員長 松戸市には、講師身分の先生は何人いらっしゃいますか。

学務課長 100人以上はいると思います。

瀧田委員 100人以上が講師ですか、県費で。

教育長 1校1人以上はいるということですね。平均で。

学務課長 スタッフは別ですから。

教育長 結局、流れを申しますと、まずは教員採用試験がありますね。その採用試験で合格する人たちは、まだ来年度のどのぐらいクラスが必要かわからない状況で採用しますよね。当然狂いが生じるわけです。それから、3月で退職する人たちの中に再任用を希望する人たちがいます。そこでまた狂いが生じるわけです。ですから、その辺も読みながらの採用者の数になりますから、新しくできる学級のところに今の少人数とかそういう各学校の作戦もありますし、そういうところにぴたっとはまるということはまずないわけです。それを埋めるため、それから今の産休とか病休とかそういう方々のところを埋めるためとか、いろんなニーズが生じてきますので、そのニーズは県職員と市の職員合わせてまた採用しなければいけませんから、その人たちは全て講師対応になるということです。

ですから、いろんな種類があるので、昔に比べたら本当にややこしくなっています。

山田委員 対照表を拝見しますと、6ページ、7ページなんですが、異動方針、左側の6ページでは、7の5で開かれた学校づくりという文言がついていますね。それで右側の7ページのほうの実施方策のほうでは、それに関連してだと思うんですが、3の(2)ですか、特に小学校での教科指導や生徒指導の充実を図るため、中学校教員の小学校への計画交流をより積極的に行うというところが今回の実質的に変更になっている文言の整理以外の部分でちょっと目立つんですけども、これの中学校教員の小学校への計画交流をより積極的に、これの実績と、この方向性について補足していただければありがたいと思います。

学務課長 昨年度の小中間の異動ですけども、小学校へ行った者はおりません。小学校から中学校が4名、中学校から小学校はゼロでございます。これをより積極的に、ここに特に明

記しましたのは、中1ギャップという言葉がよく耳にされるかと思うんですけれども、小と中の連携をより密接にするために中学校の教科の専門性を生かすということと、馴染んでもらうということ、さらには生徒指導ということでいえばなかなか難しい子を相手にしている中学校の経験値をできるだけ小学校さんでも発揮してもらおうという意味合いも込めて、中から小への人事異動を私供としても積極的に展開していきたいと考えております。

山田委員 管理職、校長先生になられている方で、例えば小学校の校長先生がもともと中学校で活躍されておられるというケースは今までも数あると思うんですが、昨年ゼロというそのゼロですね、中から小へゼロという意味合いが、いわゆる教員として小学校の現場に立った先生はいなかったと、昨年は。ですよね。過去にはこれはいっぱいあるわけですか。

学務課長 昨年度末の人事異動では、中学校から小学校へ異動した者は教諭ではおりません。ただ、教頭あるいは校長では中学校から小学校への異動は比較的あるというふうに思います。今数を数えますけれども、比較的あります。

山田委員 わかりました。そうすると、数の規模でいったら、まだ明確なことはもちろん決まっていらないと思うんですが、これはやっぱり相当数をそういう実績を上げましょうということをご方針で出されているということですか。

学務課長 私どもとしては、そういう方針で校長への説明は行っていきたいと思っておりますけれども、どうしても教職員の人事異動につきましては、個人の異動希望というものがどうしてもついて回ります。あくまでも個人の異動希望を優先していけばなかなか障害はあるんですけれども、その障害を乗り越えてでもできるだけ少しでも多くのものを生かしたいと思っております。ただ、条件の一つとして、中学校の教員の異動の際には小学校免許があるというのが条件の一つとして入ってしまいますので、どうしても小中両方持っている者という人数も限られてきてしまいます。今、音楽専科というのが小学校に1人ずつ配置されていると思いますけれども、ああいう方たちの中にはかなり中学校だけの免許で、専科という形で担任が持てないんです、そのかわり。行っている者もかなりの数おりますけれども、やはり小学校免許を持って担任もやらせたいというふうにも思っておりますので、難しい障害を何とか乗り越えながら1人でも2人でもやっていければと思っております。

山田委員 わかりました。今年の変更のというか、異動方針の重要な部分だろうと思えますし、その方針を私はぜひ進めたいと思います。同じ温度で、ずっと同じ方々の中でいることと違うことが、異動した方だけでなく、周りへもある意味よい影響、あるいは変化が何か起こしていくと思えますし、それらは総じて悪いことではないと思えます。現場の先生

方のご負担もあるとは思いますが、ぜひできるだけ強力にお進めいただけるようなことが必要であるという気がいたします。

以上です。

瀧田委員 7ページが一番下の5になるんですが、障害のある教職員については、障害の内容や程度及びというふうな項目が見られます。これは新しく今年度から入ったんですよね。来年度から採用のときにそういう枠を設けるということなんでしょうか。それとも、今現在の中からそういう割り振りをするという事なんでしょうか。

学務課長 採用につきましては、あくまでも千葉県の教育委員会が進めていることですので、私どもの松戸市として何人という枠を設けることはできません。ただ、今現在中学校で2人、小学校で2人の障害者手帳をお持ちの方が勤務しております。恐らく、これは自主申告でございますので、個人のプライバシーにもかかわってまいりますので、中にはまだ申し出をされていない方もいるかもしれませんが、そういう方たちの働き得る場所の、そちらの環境を整えてあげたいという気持ちでございます。

瀧田委員 はっきり明文化しておくということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長 今回文書、文言についてもかなり再検討されたようです。若干まだ気になるところもありますが、今年はこれで異動方針と実施方策というものを来年に向けてやっていきたいということです。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑及び討論を終結し、議案第44号について採決いたしたいと思えます。

議案第44号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

◎秘密会の開催について

委員長 次に、議案第45号「指定管理者の指定について」、議案第46号「指定管理者の指定について」及び議案第47号「平成25年度12月教育費補正予算について」を一括して議題といたします。

ただ今議題となっております議案第45号から議案第47号までのうち、議案第45号及び議案第46号につきましては、法人その他の団体の競争上の地位を害するおそれがあるものであり、

また、議案第47号につきましては市長に意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属するものについてご審議をいただくものであります。

以上のことから、議案第45号から議案第47号までの3件の審議を秘密会とさせていただきたいと思っています。

お諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、本議題については秘密会とします。

なお、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第45号から議案第47号までの3件につきましては、記録を残したいと考えております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、そのように取り扱うことに決定いたしました。

それでは、議案第45号から議案第47号までの審議に当たり、松戸市教育委員会会議規則14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただ今から申し上げる職員以外の職員及び傍聴人はご退席願います。

生涯学習部長、学校教育部長、教育企画課長、また、本議案に係るただいまから申し上げる関係課職員の入室を許可いたします。教育情報センター、社会教育課、スポーツ課。

以上でございます。議事の進行方法についてお諮りします。ただ今議案となっています3議案のうち議案第47号平成25年度12月教育費補正予算につきましては、ほかの2議案と関連する事項が含まれております。したがって、議案の説明は、3議案を一括して説明していただいた後、松戸市文化会館及び松戸市松戸市民劇場の指定管理者の指定及び当該指定に係る補正予算についての質疑及び討論をし、次に松戸市小金原体育館、松戸市常盤平体育館及び柿ノ木台公園体育館の指定管理者の指定及び当該指定に係る補正予算についての質疑及び討論を行い、その後、指定管理者の指定に係る部分以外の補正予算についての質疑及び討論を行うという手順により進行したいと思います。

それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、そのような形で議論を進行することにしたいと思います。

◎議案第45号から議案第47号

委員長 それでは、議案第45号から議案第47号までを一括してご説明願います。

社会教育課長 議案第45号「指定管理者の指定について」、ご説明を申し上げます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項に基づき、松戸市議会12月定例会に提出するよう市長に申し入れるために教育委員会議でご承認いただきたいため、ご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者の指定期間が平成26年3月31日をもって満了するため、指定管理者を指定するためでございます。

1 ページ目をご覧ください。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、松戸市文化会館と松戸市民劇場の2施設でございます。

2 番目でございます。指定管理者の候補者でございますが、松戸市千駄堀646番地の4、公益財団法人松戸市文化振興財団、理事長仲田栄司でございます。なお、文化振興財団は、昨年平成24年4月1日より公益財団法人になっております。

3 でございます。指定期間でございますが、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間でございます。

続きまして、2 ページ目をごらんください。松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者候補者の選考委員会の選考結果についてでございます。

1 としまして、選考委員会の組織及び委員につきましては、松戸市教育委員会、候補者選考委員会の組織及び運営に関する要綱に基づきまして、記載のとおり5名による選考委員会を組織いたしました。なお、前回平成21年になりますが、開催した選考委員会では業務の特殊性等を考慮し、外部委員1名、詳しく申し上げますと文化事業や文化政策に精通した劇場技術コンサルタントを加え選考を行ったところですが、外部委員を選考委員会に加えるためには地方自治法第134条の4第3項の規定により条例による設置が必要となります。しかしながら、市の方針といたしまして、条例の制定は平成26年3月定例会を予定していることから、今回は外部有識者3名、文化政策論の大学教授、芸術文化政策のコンサルタント及び中小企業診断士を参考人としてご意見を伺い、選考委員会の参考としたところでございます。

2 としまして、選考委員会の開催経過は、記載のとおり2回開催いたしております。

次に、裏面の3 ページ目をごらんください。3 といたしまして、選考基準につきましては、

松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者候補者選定基準の記載のとおり評価項目 6 項目に関しまして、配点を求め書類審査を行いました。

4 といたしまして、審査結果につきましては、委員 5 名の平均点が 84.8 点となり、選考委員会の決定理由にありますとおり、平成 26 年からの 4 年間の指定管理者として適正であるとの結論に達しまして、指定管理者の候補者といたしました。松戸市文化事業の推進は、舞台芸術を中心に公益財団法人文化振興財団が担っておりまして、文化芸術事業の企画実施、施設の利用許可は一元でなければ、その事業の計画的な実施が不可能となります。そこで、文化会館の管理運営は公益財団法人文化振興財団以外にはないと判断し、随意指定といたしたところでございます。また、公益財団法人文化振興財団は、指定管理者として平成 18 年から 3 期 7 年間、これまでの実績では特に問題がなく、利用料金収入や施設管理に伴う経費を軽減し、得た収入を文化芸術事業や施設の維持に充当するなど市民サービスの向上につながっておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。続いて議案第 46 号をお願いします。

スポーツ課長 議案第 46 号「小金原体育館ほか 2 体育館の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

提案理由ですが、松戸市小金原体育館、松戸市常盤平体育館及び柿ノ木台公園体育館の指定管理者の指定期間が平成 26 年 3 月 31 日をもって満了するため、指定管理者を指定するためでございます。

指定管理者募集要領には、応募資格及び応募形態を定めてございまして、その結果、募集要領を取りに来た団体が 6 団体でございました。現地説明会に参加した団体が 1 団体、指定管理者応募団体が 1 団体でございました。選考委員は、議案第 46 号参考資料 2 ページに記載してあります青柳生涯学習部長を委員長とし、5 名の委員により選考委員会を 2 回開催いたしました。第 1 回の委員会においては、選定基準の作成や最低基準点の設置、中小企業診断士による評価依頼、地域や利用者の代表等の意見聴取について確認いたしました。第 2 回の 3、選考委員会では中小企業診断結果報告、内容といたしましては、自己資本比率や総資本回転率等の 6 つの項目から評価し、結果として A ランクの経営は非常に安定していると判断できるとの評価となりました。

選考基準につきましては、3 ページの評価項目により書類審査 1 人 100 点、プレゼンテーション審査 1 人 20 点の合計 120 点の持ち点により 5 人の委員の合計点において審査いたしま

した。その結果、書類審査 5 人委員の合計で423点、平均84.6点、プレゼンテーション審査、5 人の委員合計で83点、平均16.6点、合計で506点、平均で101.2点となり、審査最低基準点 360点を上回り、指定管理者の候補者としてシンコースポーツ株式会社が指定されました。

このシンコースポーツ株式会社は、平成18年度から25年度まで 2 期にわたりこの 3 体育館の指定管理を行っている企業でございます。今回 3 体育館の指定期間につきましては、これまで 4 年、今回は 3 年とすることにより、平成29年度からは運動公園、3 体育館とスポーツ課管理の有料施設が同時期に指定管理に切り替えることとなることから、区域割等により競争性を持たすことが可能となります。また、平成29年を目標に現在の無料施設を整備し、有料施設として指定管理施設とすることも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。次に議案第47号のご説明をお願いします。

教育企画課長 議案第47号「平成25年度12月教育費補正予算について」、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年度12月教育費補正予算を要求するため、12月定例市議会に議案を提出するよう市長に申し出るものでございます。

資料 2 ページをお開きください。初めに歳出をご説明いたします。

教育総務費、事務局費の教育情報化推進事業及び社会教育費、社会教育施設費の文化会館管理運営事業でございます。これらはいずれも、消費税及び地方消費税の税率引き上げに備えシステム改修を行うための費用を措置するもので、補正額は合計で821万円でございます。

次に、債務負担行為の追加についてご説明いたします。こちらは、文化会館及び市民劇場並びに小金原体育館、常盤平体育館及び柿ノ木台公園体育館の指定管理者の指定に伴い、指定期間内の管理代行料について新たに債務負担行為を設定するもので、限度額の合計は18億1,669万6,000円でございます。

次に、歳入でございますが、12月教育費補正予算に係る歳入の予算要求はございません。

説明は以上でございます。ご質問につきましては担当課よりお答えいたします。ご審議の上、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第45号から議案第47号までの 3 議案については、ただいまのご説明のとおりです。

初めに松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者の指定及び当該指定に係る補正予算についての質疑及び討論を行いたいと思います。

瀧田委員 選考委員会の名簿がここに出ておりますけれども、一応全部職員さんでいらっしゃ

いますね。スポーツ課のほうのはこの後でやりますけれども、それも同じメンバーのような気がするんですが、先程口頭で何か民間の方達のご意見を聞いたというふうにちらっと伺った気がしましたが、その方のお名前は出ていないんですか。

スポーツ課長 その方達については、お名前は伏せてございます。

瀧田委員 お名前は出ていないんですね。何人ぐらいですか。

スポーツ課長 5名でございます。

瀧田委員 両方とも。社会教育のほうも。

社会教育課長 社会教育課は先程ご説明で申し上げましたとおりで、大学教授とコンサルタントと中小企業診断士各1名でございます、3名でございます。

瀧田委員 3名ですね。

それと、その方たちは市の職員さんではなく、民間からのご意見を伺うということだったんでしょうか。

スポーツ課長 おっしゃるとおりでございます。

瀧田委員 いつも何人かお入りになっているのに、今回は市の課長さんばかりで内部で全部決めたような印象がございましたので、広く意見を聞いて、慎重にさせていただきたいというふうに思っておりますが、個人の名前を伏せてということであるなら、ほかに年間で有識者何名というのを入れていただいたほうがよかったんじゃないかというふうに思います。

委員長 一応、今のテーマは松戸市民文化会館及び市民劇場の指定管理者について議論しますので、今スポーツのほうも出ましたけれど、最初は市民文化会館と市民劇場に限定しましょう。したがって、3名の外部有識者からの意見聴取の上、決定したということになります。いかがでしょうか。

山田委員 教えていただきたいんですが、例えば使用時間とか使用できる時間帯とか、予約の方法とか、施設の更新とか、設備の更新と、もっと言えば修繕も課題は恐らくないということはないわけですよね。おおむね良好であるという判断をされたということで、結果が出ておりますのでよろしいんですが、市民の声を代表して3人をお聞きになっているのでいいんですけれども、もっとよくするにはどうしたらいいかというような、更新のときに所有者である市が、指定管理者を指定するときどういう約束事をしてもらおうかというタイミング以外には、なかなか途中、始まっちゃうと、話が違うということになりますし、契約金額というのもあると思いますから、そういうタイミングで、見直し見直しは必ずやっていかなくちゃならないということだと思っておりますけれども、こういう努力をしていますよということが

市民に対して、市として指定管理者に投げているといっても、どういう条件で投げているかというのが、連携がとれているから大丈夫ですでは今の時代なかなか説得できませんから、そういった意味でどういう改善をしようとかといったときに、最初に申し上げた使用時間とか予約方法とか施設の更新とか修繕とか、いろんなことが指定管理者もしくは市の分担として恐らく契約の内容になっていると思うんです。

そこら辺についての問題意識が、どのような意見が出ているのか。出ていないのか。教えていただけますでしょうか。

社会教育課長 今、山田委員のお話の中で例えば修繕計画でございますが、施設は20年目でございます。管理をきちんとしている中で、外見はきれいなんです。いろいろなものの更新時期に来ておまして、修繕計画をきちんと立てさせて、毎年延命措置を図る。また、市民の皆様、例えば被害があつて中止にならない、施設が使えないことがないような形で管理をさせております。

特に今問題になっている、緊急の問題になっているのは防災施設でございます。20年目が経っておりまして、誤作動とか、実際に火事になったときに作動しないというようなおそれがございますので、近々にそれを修理ということでございます。平成22年、4年前のときは大ホールの舞台のほうで期限が来ておまして、そのままですと公演ができないというおそれがありましたので、過去4年間ですけれども、舞台のほうも修繕させていただいております。

今後4年間につきましては、先程の防災設備と、あと小ホールのほうもやはり、照明の関係の基盤とか操作盤のほうも、製造中止になっておりまして、それが使えないと公演ができなくなりますので、その修繕でございます。あと、電気関係のケーブル等も劣化しておりますので、それも停電につながるということで、きちんといつでも市民の方が使えるような形で維持できるような形でやってほしいということで、協定の中で明記してございます。

あともう一つは、昨年から公益財団法人になったということで、公益財団法人としてできることがあるだろうということで、今回ご参考いただいた有識者の方のご意見としても、例えば松戸市文化会館として何か核になるようなものを一つ中心に長くできるものを選んでやってもらったらどうかというようなお話もいただいております。特に具体的なお話をさせていただきますと、今八柱駅を中心にポップカルチャーというんですかね、コスプレの若い女性の方が中心になって、八柱駅を中心とか、あと21世紀の森と広場を使って、お休みのときに集まって、そのコスプレという形でちょっと盛り上がり商店街中心にあります。そのと

きの着替えをするのに、今文化会館のトイレ等を使っていただくようなことでやっておりますけれども、それと併せて昨年11月4日にポップカルチャーのコンサートやったりとかしております、少し八柱商店街とか21世紀の森と広場を協働として、それを盛り上げていこうかという気持ちで今財団のほうで動いておりますので、その辺は一つの核となるもの、それがいいか悪いかはこれから推移を見る必要はあると思うんですが、そういうものも1つでも2つでも盛り上げていただきたいというようなことでお話をさせていただきます。

以上2つということで、よろしく申し上げます。

山田委員 ありがとうございます。その設備の修繕については防災計画を立てさせているというのは、この財団に立てさせているという趣旨ですよね。そのお金は市が出すんですよね。財団との契約の中でむこうがやると。そこら辺を安全という意味では必ずやっぱりやっぺいかななくちゃならないこともあると思いますのでぜひお願いしたいのと、いろいろコスプレの是非はともかく、これは好き嫌いの問題ですからあれなんですけれども、いろいろできることはやっていくということは地元と一緒に、ぜひそういうことが適切に行われるように市としては監督していただきたいという思いが一つ。

あともう一点だけ質問なんですけど、文化振興財団と市職員との人事の交流というか重なり合いはありますか。

社会教育課長 派遣職員としての職員が5名行っております。ですので、基本的に松戸市の職員が財団を運営しております。理事長も元職員でございますし、ということであとはプロパーということと、あと期限付の職員を採用させていただいて、その窓口等をやっていただくような体制でございます。

山田委員 ありがとうございます。安定的な施設の管理運用のためにそういった人的な交流のある団体にお任せすることの安定感と、一方で馴れ合いではないかという批判の種でもあると思います。実態はちゃんとやっぺいという前提で、そこは批判に耐えられるような検証をより厳しく求められると思うし、その利点とともにそこら辺の検証を怠りなくやっぺいさせていただいて、目玉の施設、松戸市内で一番の目玉の施設ですから、文化会館の次ですけども。市民劇場も含めて良い管理をしていただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

瀧田委員 文化会館のほうで。ホールを借りるとき、要するに防災のための責任者というんですか、ここには誰、誰というふうに名前を指定して書く必要があるようですが借りる人は民間人ですから実際に指名された人が、責任と言ってもなかなか、そういう教育を受けていま

せんので最終的な何か事があったときの責任というか指示命令を出す、ホールとか大ホールもそうですが、ああいう大勢集まったときにどなたがその施設で誘導の最終責任を持つんでしょうか。

社会教育課長 基本的には財団の管理をしている事務局長が責任を持って、全てのホールはカメラで状況を把握しておりますので、何かあれば、お使いいただく団体の方にもご協力いただくということで、そういう方を指名していただく。何かあったときには、職員がその方とも協力して、誘導して無事に避難していただくような形で考えております。

瀧田委員 わかりました。それじゃ、最終的にはこの財団法人のほうできちんとした方向指示が出るということですね。よろしくその辺、何か大変なことはないようお願いします。

委員長 資料の3ページによれば、100点満点でやったところ平均点が84.80と出てきた。次の議案のスポーツ施設のほうだと、5人で採点したトータルの点数があります。議案第45号ではトータルの点数は出ているんですか。

社会教育課長 口頭でよろしゅうございますか。424点でございました。

委員長 424点、500分の424。

社会教育課長 さようでございます。

委員長 ここでは評価項目の6点にわたるのであって、プレゼンの能力は特には評価点には入っていないということですね。

社会教育課長 今回は随意指定でございましたので、プレゼンテーションにつきましては、我々委員のほう書類審査の中で確認した内容は、実際にどうかというのを聞くということでございましたので、委員の参考という形のプレゼンテーションをいたしましたので、プレゼンテーション自体は点数には加えておりません。

委員長 そうですか。先程の山田委員との質問にも関連するんですけども、結局これは指定管理期間4年ですよ。これを過ぎた後で、一種の行政評価的なこともする必要があるのかなと思います。それを踏まえて次の更新のときに、その辺がどのように、今後4年間に関してどういう評価をしたのか。今後の新しい施設の利用の向上のために何があるか。そういう評価の積み重ねを経て次の4年後にそれが更に評価の対象になっていく、そういったチェックシステムはありますか。

社会教育課長 毎年評価委員会というものは教育委員会の中で開いておまして、その中で評価するとともに、そのときに質問等で財団のほうに、指示ではないんですが、こういう点という形でお話をしながら評価をしております。

委員長 わかりました。そこに、一つのチェック機能が働いているというふうに見ておきましょう。

以上で松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者の指定についての質疑及び討論は終了しますが、それに関連する補正予算については、今回これについての補正予算に関連した整理はありましたが、補正予算については質問がありませんでしたね。

教育企画課長 今回の補正予算の中で、債務負担行為をセッティングしていただいたのが今回の予算の審議の内容でございます。実際には、来年度の予算の中で単年度の委託料の予算につきましては、両施設とも審議していただきたいということです。

委員長 内容としては、今まで議論したことで足るわけですね。

それでは、松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者の指定及び当該指定に係る補正予算についての質疑及び討論を終結してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 終結させていただきます。

次に、松戸市小金原体育館、松戸市常盤平体育館及び柿ノ木台公園体育館の指定管理者の指定及び当該指定に係る補正予算についての質疑及び討論をいたしたいと思います。

山田委員 3年間にして、次に運動公園等々、その期を合わせて競争が可能な状態にすることを検討しているということですか。ちょっとそこを補足していただいていいですか。

スポーツ課長 今現在、運動公園ほかの有料施設、テニスコートとか、それからプール、これは平成25年4月1日から29年3月31日までの4年間の指定期間でございます。今回の3体育館は、平成26年からということになりますので、3年間で、平成29年3月31日までになり、平成29年4月以降から運動公園それから3体育館、それからテニスコート、プール、こういった施設が、全ての有料施設が一遍に指定管理となります。そうすることによって今度は、今まで、ご指摘いただいておりますけれども競争原理が働かないんじゃないかと。単独では働かないんじゃないかというようなご指摘もいただいておりますので、そういったものも含めて考えてエリアをどういうふうに分けるかというのがありますけれども、そういった形で分けて競争性を持たせるということも考えております。

以上です。

山田委員 ありがとうございました。そうすると、運動公園、今回は3体育館以外のテニスコート、プール、それから運動公園、施設を含めて何らかの区割をする。これはまだ決まっていないけれども、3年にするというのそういうことを前提に、期を合わせたいということ

ですね。

スポーツ課長 そのとおりでございます。ただエリアを分けるというのは、スポーツ施設がどこのうちにあるのかというのをまず出して行って、どういうふうに分けるほうが一番利用者にとっていいのか。また、競争意識を持ってよりいい管理運営ができるのかと。そういったところも考えた中で割り振りというのをしていきたいなというふうを考えております。

山田委員 ありがとうございます。適切な競争環境がもしできるのであれば、例えばこの体育館とこの体育館では、こっちではこうできていることもこっちでできるんじゃないかというようなことが評価できるのであれば大変いいと思いますので、3年にした理由というところは理解させていただきました。

シンコースポーツというのは、よく名前を指定管理者制度の導入以降見ているわけですが、今回は募集要項は6団体来ているけれども、応募は結局1団体だったということですよ。

スポーツ課長 はい。

山田委員 ちょっと素人目にはそこが非常に不思議なんですけれども、そこはどういった背景があるとお考えになりましょうか。

スポーツ課長 指定管理者の募集要領というのがございます。その中に応募資格、それから応募形態というのがございまして、これに合った団体がということで示しておりますので、ここにちょっと外れてしまうと応募ができないという形になってしまいます。この辺があるのかなというふうに思います。あと、その辺どういう形で、実際に視察にも、現地視察というのにも参加してきませんでしたので、どういう思いがあって取りに来て、それでやっぱりやめたというのが、それは企業側の判断になりますので、こちらでは何とも言えません。

山田委員 ありがとうございます。要は民間がやることですから、採算に乗らないとか。まだ調査中で、これから本格的に検討する。いろんな理由があるのかもしれませんが、これが続くようだと、非常にこれはまた不健康な状態で、競争自体が働かないということに3年後になりますので、もしかして参入障壁みたいなものが、あるのかないのかはよくよく、それは募集要項には、不備なんかは、検討すべきことなのかなということを想像しました。意見というか感想です。

スポーツ課長 次回3年後、29年ということになるんですけれども、その際には例えば2つに分けるとした場合に、A地区をA者が応募した場合、B地区のほうはA者は応募できないというような形でやることで分けるということは可能になると思います。そういった方法も一

つあると思います。

瀧田委員 1団体だということでシンコースポーツに決まって、それは別に問題ないとは思いますが、現場での色々な、使っている人というのは大体市民で、現場ですよ。スポーツ課は離れていますね。管理というのはシンコースポーツが現場でやっているわけなんです、現場で使っているいろんな様々な不具合とか問題点とか、それをどこに集約するようになって、どういう解決をするようになっていきますか。それは今までのことです。これからのことじゃなくて、今までの。

スポーツ課長 利用者がどこへ言ったらいいかということでしょうか。

瀧田委員 いろんな不具合とか要望とかあるじゃないですか、現場には。前は現場にいらしたから比較的いいやすかったけれども、今いらっしゃらないわけですよ。定期的にコンタクトをとっていらっしゃるんでしょうか、シンコースポーツさんと。

スポーツ課長 現場から例えば利用者のほうからこういったところを改善して欲しい、こういうのはどうなっているんだというのは、指定管理者が各施設にありますので、そちらのほうに言っていただく。それから、指定管理者のほうから我々のほうに来ます。

瀧田委員 ですよ。そこら辺はしっかりしておいていただかないと、スポーツ課に行ってくださいというケースが結構あります。民間の人はわかりませんので、現場のことはある程度聞きおいていただいて、そしてスポーツ課のほうに、連絡をとり、すぐ解決に努力していただきたいと思います。大きな不具合とか危険があるところなど現場には問題がありますから。

スポーツ課長 その辺は徹底しておきたいと思いますので。

瀧田委員 それと、あとは管理といってもスポーツ施設はある程度指導的な役割というのがあられるわけです。それが一番顕著なのはプールだと思います。よく見ると走らないこととか、注意事項が冬でも外の看板に書いてありますよね。それは一般常識としてわかってはいるんですが、利用する人は子供が多いのです。プール等での指導的な立場、それはどうしても必要になるんですよ。施設管理だけじゃなくて、その辺がちょっと曖昧に今なりつつあると市民から伺います。走っちゃいけないよとか、飛び込んだら危ないとか、前は指導が結構厳しかったんです。今は、施設管理ということになると書いてあるからいいじゃないかみたいになりがちなので、その辺を指導のテクニックというか、ちゃんとスポーツ課の方からご指導いただいて、せっかくシンコースポーツさんに決まったんですから、よりいいスポーツの活用の仕方、施設だけじゃなくて、活用の仕方をよりいいものに、スポーツ課さんと一緒にやっていただきたいなというふうに思っていますので、願望です。お願いします。

スポーツ課長 わかりました。

委員長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

山田委員 あとちょっと質問いいですか。予算のほうです。

委員長 どうぞ。

山田委員 限度額が小金原体育館で2億4,673万6,000円出ているかと思うんですけども、これの読み方なんですけれども、限度額というのはこれは3年間のということで、合計額というところでいいのでしょうか。

スポーツ課長 おっしゃるとおりでございます。

山田委員 そうすると、年で割ると、3で割れば1年当たりを想定できるということですか。

スポーツ課長 はい。ただ、単純に3で割っても同じ額になるのではなくて、今回うるう年というのがございますので、その部分だけちょっと金額が違うと思います。

山田委員 わかりました。

委員長 さっき山田委員の質問でちょっと気になる言葉がありました。つまり、参入障壁という表現が奇しくも出てきたので、結局こういう公開入札のときには、参入障壁があるかどうかというのは終わってみないとわからないというのが結構あるんですね。特に1社しか参加申し込みが無いということは、参入障壁があった結果なのかそうでないのか、これは非常に難しいです。難しいけれども、場合によっては、指定管理者は最長で何年というふうな期限をつくるかどうかですよね。一旦そこでやめていただいて、それでまた新たに考える。そうすると新規参入がやりやすい。これをAブロック、Bブロックに区分し、Aブロックはあなたやりなさい。Bブロックは私がやるとなると、これはもう完全に談合です。そのいろいろなことを考えていただくのは結構ですが、一つは、指定管理者は最長で何年でやめていただくというふうなことも一つの案として考えていただきたい。それで新たな業者にもどんどん加わっていただいて、いい施設の利用に向けていただきたい。マンネリ化というのはそういうことが怖いわけです。そここのところをちょっと工夫していただけるとありがたいなと思いました。

スポーツ課長 わかりました。

委員長 意見です。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、以上で松戸市小金原体育館、常盤平体育館及び柿ノ木台公園体育館の指定

管理者の指定及び当該指定に係る補正予算についての質疑及び討論を終結いたします。

最後に、指定管理者の指定に係る部分以外の補正予算についての質疑及び討論を行いたいと思います。いかがでしょうか。つまり、資料2ページの歳出のこのシステム改修等に係る補正及び債務負担行為の追加です。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、以上で指定管理者の指定に係る部分以外の補正予算についての質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第45号から議案第47号までの3議案を採決いたします。

まず、議案第45号を採決いたします。

議案第45号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第46号を採決いたします。議案第46号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。

最後に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会議を終了いたします。

職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

報告いたします。

議案第45号から議案第47号までの3件については、原案どおり決定いたしましたことをご報告いたします。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。事務局より何か報告ございますか。

教育企画課長 私のほうから仮称関台小学校新設事業に係る保護者及び周辺住民説明会を実施しましたので、その概要をご報告させていただきます。

10月5日土曜日に、東部小学校保護者、10月6日日曜日に小学校建設予定地周辺住民の方々、12日に松飛台小学校保護者、17日に東部地区連合町会を対象とした説明会を実施させていただきました。4つの会場で、合計53世帯の保護者と37世帯の地域にお住まいの皆さん、10町会の会長の皆様においでいただいたところでございます。また、説明会は行いませんが、小学校近隣の町会・自治会で回覧用資料をご希望された町会・自治会様へは資料を配布したところでございます。

その説明会では、新設校の学区や通学路の整備、新設校の卒業生が進学する中学校、建設作業中や開校後の近隣住民の居住環境などに関する質問が出されたところでございます。学区や通学路、建設工事等については、今後関係機関や関係部署と協議検討を重ねながら進めてまいりたいと考えております。また、保護者や住民の方々のご理解とご協力を得ながら、引き続き新たな新規事業を行ってまいりたいと考えています。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。何かご質問ございますか。

山田委員 興味本位なんですけれども、仮称関台小学校。

教育企画課長 仮称関台小学校でございます。小学校名については、今後最終的に検討して新たなというふうになっております。

山田委員 いつまで仮称でいくのかなということで、興味本位でした。

委員長 説明会で何か具体的に問題になった点はありますか。

教育企画課長 基本的に、問題になったといえますか、通学路の中で児童さんの安全確保といえますか、その辺がやっぱり住民の方々あるいは保護者の方々が一番興味があるといえますか、その辺がございました。

委員長 つまり、通学路に、新たな小学校の通学路はこうですよという、場合によっては信号が無かったり、子供たちの通学における安全が心配だという場所があるということですか。

教育企画課長 まだ通学路につきましては確定しておりませんが、通学路の予定といえますか、通学路になる可能性が高い道が、ちょうど市立高校の前の道ということがございまして、樹木が落ちる可能性があるんですが、あるいは市立高校の生徒が自転車が多く通学している中で、小学生が歩くのはどうなのか。あるいは市立高校の周辺ですと、歩道がまだ整備されて

いないところもございますので、そういった具体的なご質問が多かったというふうに認識しています。

委員長 それはおいおい市立高校とも相談しながら決めていく必要がありますね。

教育企画課長 はい。

委員長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 委員の皆様何か。

生涯学習部長 事務局より千葉県教育功労者表彰の受賞について報告申し上げます。

さる11月1日にとり行われました千葉県教育委員会による平成25年度教育功労者表彰式において、本市より關英昭教育委員会委員長及び立林尚也北部小学校校長並びに小金小学校が教育功労者として表彰の栄に浴されました。受賞功績といたしましては、關委員長が教育行政の部門で、立林校長が学校教育個人の部門で、小金小学校が学校教育団体の部門でそれぞれその功績が認められたものと伺っております。

ここで、受賞者の1人であります關委員長の功績の概要の一部を披露させていただきます。

千葉県の発表によりますと、關委員長は卓越した見識と豊富な経験を生かし、約30年ぶりとなる小学校の新設決定等、松戸市の重要課題を解決に導き、地域の教育振興に貢献した。また、千葉県市町村教育委員会連絡協議会会長として、県内の各教育委員会の連絡調整に努めた。この間、地方教育行政の振興に人事を尽し、本県教育の進展に寄与した功績は大であるとのことでございます。

關委員長をはじめ、受賞された皆様の長年の取り組みとご功績に敬意を表し、心より受賞のお喜びを申し上げます。今後ともご活躍を祈念申し上げますとともに、引き続き本市教育行政の進展にお力添えいただきますことをお願い申し上げ、教育功労者表彰受賞のご報告とさせていただきます。このたびは誠にありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。

千教連の会長をしていたということで恐らく対象になったんじゃないかと思います。千教連の会長は、3年が任期です。

松戸が担当になるときに、東葛6市でもって意見交換をしました。そのときに、当時の齋藤教育長に、千教連の会長は私がやるよりも齋藤教育長がやったらどうですかとご辞退申し上げたところ、いやいやこれは教育委員長がやるものですよというふうに言われましたので、お引き受けした次第です。その後でわかったんですが、千葉県には教育関係の3団体がある

んです。千葉県市町村教育連絡協議会（千教連）というのが一番大きい団体です。それから千葉県都市教育長会議というのがあって、市の教育長の集まりがありますが、それと同様の千葉県町村教育長会議というのがあって、町と村の教育長の団体です。この3つの団体が合同で千葉県に人事や教育条件等、要望書を出すんです。それが一番大きな仕事でした。そのために、3団体が松戸市庁舎の6階会議室に集まって相当会議をやりました。そのときに、千教連の事務局を松戸市教育委員会の企画管理室に置いたものですから、企画の皆さんにはいろいろお世話になりました。大変、それが難儀な仕事であったということは終わってみてよくわかりました。しかし、皆さんのご協力を得まして、そんなわけのわからん仕事をようやくやったということの意味での功労者賞だと思います。皆さんのご協力どうもありがとうございました。

生涯学習部長 お疲れさまでした。

委員長 何か途中で予定されていない報告がありました。

委員の皆さん、ほかに何かありますか。

なければ次回の教育委員会会議の日程について事務局、お願いします。

教育企画課長 平成25年12月定例会でございますが、平成25年12月12日の木曜日午後3時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

委員長 議会との関係で3時ということですね。

それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は平成25年12月12日午後3時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成25年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時07分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員